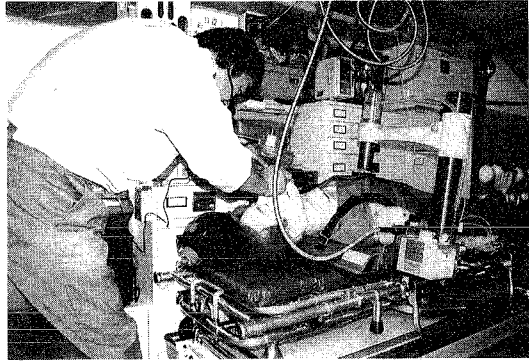


### 特別職の給与

<b>〔執行機関〕</b>			
・町長	(月額) 750,000円 (736千円)	委員長	(年額) 48,000円 (47千円)
・助役	(月額) 585,000円 (574千円)	委員	(年額) 41,000円 (40千円)
・収入役	(月額) 560,000円 (550千円)	・固定資産評価 審査委員	(日額) 6,200円 (6.1千円)
・教育長	(月額) 514,000円 (504千円)	<b>〔専門機関〕</b>	
・議会議長	(月額) 258,000円 (253千円)	・公民館	
・議会副議長	(月額) 217,000円 (213千円)	館長	(月額) 92,500円 (91.5千円)
・議会委員長	(月額) 197,000円 (193千円)	副館長	(年額) 113,000円 (111.5千円)
・議会議員	(月額) 194,000円 (190千円)	分館長	(年額) 43,000円 (42.5千円)
<b>〔その他の執行機関〕</b>		分館主事	(年額) 28,600円 (28.3千円)
・監査委員		・体育指導委員	(年額) 24,500円 (24千円)
議会選出	(年額) 231,000円 (221千円)	・交通安全指導員	(年額) 117,000円 (116千円)
知識経験	(年額) 398,000円 (394千円)	・消防団	
・農業委員会		団長	(年額) 93,000円 (92千円)
会長	(年額) 440,000円 (436千円)	副団長	(年額) 63,000円 (62.5千円)
会長代理	(年額) 287,000円 (277千円)	分団長	(年額) 53,000円 (52.5千円)
委員	(年額) 274,000円 (259千円)	副分団長	(年額) 36,000円 (35.5千円)
・教育委員会		部長	(年額) 33,500円 (33千円)
委員長	(年額) 440,000円 (436千円)	班長	(年額) 20,500円 (20千円)
委員	(年額) 309,000円 (306千円)	団員	(年額) 17,500円 (17千円)
・選挙管理委員会		・農家組合長	(年額) 32,300円 (27.3千円)

### ◆高規格救急車導入で救命効果に期待◆



白根地区消防署に、高規格救急車が導入されました。車体及び一部装備について、(社団法人)日本損害保険協会から寄贈されたもので、当組合では搭載救急資機材、訓練資機材を購入し配備したものです。4月1日より組合管内全域を出勤範囲として運用開始いたします。(当分の間、平日8時30分～17時のみ)

これに伴い救急隊員の行う処置の範囲は拡大し、特に救急救命士により心肺機能停止状態にある傷病者に対し、医師の指示

のもとに食道閉鎖式エアウェイラインゲアルスクによる気道確保、半自動式除細動器による心室細動の除去、乳酸化リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液などの救急救命処置を行うことができます。また、救命効果の向上を図る上で効果のある心電計、血圧・血中酸素飽和度測定、ショックパンツ、自動式心臓マッサージ器、喉頭鏡及びマガール鉗子、聴診器、経鼻エアウェイ、在宅医療処置セットなどの高度な応急処置を行うための資機材も全て装備しています。

救急車内は高度な応急処置を実施するために必要な十分なスペースが確保されていることはもちろん、傷病者の安静保持のため左右スライド機能付防振ストレッチャー架台となっています。

高規格救急車の導入により、以前より充実した救急資機材と高度な救急救命処置により、救急現場及び搬送途上における救命効果が期待されます。

### ◆春季火災予防運動 4月1日～4月7日

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えます。一人ひとりが火災を出さないよう火の取扱いに注意し、火災による死傷事故や、財産が失われぬよう、気をつけましょう。

消防署・消防団では運動期間中、火災予防の広報巡回を行ないます。

#### ☆火の用心!!七つのポイント

1. 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
2. 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
3. 風の強いときは、たき火等しない。
4. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
6. ふろの空だきをしない。
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない。

寝る前、お出かけ前に必ず、家族みんなで火の元をお確かめください。

※火災等の問い合わせには、消防署テレホンサービスをご利用ください。

☎ 025-373-3400 (白根地区消防署)

### 『災害に備えて日頃の火の用心』



### よろしくお願ひします 新年度職員の変動

町では、四月、日付で次のとおり職員の変動を発令しました。	( )は前任	出納室	(出納室出納係)	土木係	中村 健
▼総務課	大貫 正樹	出納係	鈴木 誠	下水道係	(産業課農地整備係) 大久保タミイ
庶務係長	(建設課土木係長)	▼保健福祉課	上田 勇司	▼産業課	丸山 拓栄
企画財政係	加藤 正樹	福祉係長	(総務課庶務係長)	農地整備係	(ガス水道課施設係)
(税務課住民税係)	中村 正子	保健衛生係	(建設課下水道係)	(ガス水道課施設係)	川瀬 弘彦
▼税務課	本望 博行	▼建設課	海津 直人	▼幼稚園	教諭
住民税係	(総務課企画財政係)	土木係長	(保健福祉課福祉係長)	施設係	(建設課下水道係)
知野 利和	知野 利和	土木係長	海津 直人	▼ガス・水道課	川瀬 弘彦
				施設係	長沢 和美
				▼新採用	(新採用)
				▼新採用	矢部 仁
				▼新採用	(新採用)

**確定申告が間違っていたときは**

確定申告をした後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告することを忘れていた方はいませんか。

申告内容に間違いがあるときはそれを訂正することができま

**税額を多く申告していたとき**

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

**確定申告を忘れていたとき**

確定申告をしなければならぬのに、申告書の提出を忘れていたときには、すぐに申告してください。用紙は税務署にあります。